

高知市の保護の概要

平成20年11月4日

岡崎誠也高知市長提出

目 次

1 . 生活保護費(平成16年度～平成19年度の決算額)	p 1
2 . 予算規模(平成19年度～平成20年度)	p 1
3 . 保護相談及び受理状況(平成10年度～平成20年9月末)	p 2
4 . 保護開始及び廃止状況(平成13年度～平成20年9月末)	p 2
5 . 保護開始理由(平成15年度～平成20年9月末)	p 3
6 . 保護廃止理由(平成15年度～平成20年9月末)	p 3
7 . 保護率四国4市比較(平成12年度～平成20年9月末)	p 4
世帯別類型(平成12年度～平成20年9月末)	p 4
政令指定都市及び中核市の保護率(平成19年10月現在)	p 5
高知県下の保護率(平成20年3月現在)	p 5
8 . 生活保護増加の要因	
(高齢化の進行)	p 6
(地方の厳しい雇用情勢)	p 7
(母子世帯の増加・出現率は全国の2倍)	p 7～p 8
(医療機関の集中)	p 8
(介護保険制度の導入及び改正による自己負担増)	p 9
(障害者自立支援制度の導入による自己負担増)	p 9
(医療制度改革)	p 9
9 . 課題	
(高知市における保護率の高い理由と対応)	p 10～p 11
(ケースワーカーの事務負担の軽減対策)	p 11～p 12
(リバースモゲージの導入)	p 12
(中国残留邦人等に対する生活支援)	p 12～p 13

生活保護の概要 (平成20年9月30日)

1. 生活保護費 (各年度決算)

単位千円 ()書きは、対前年度比

扶 助 費	16年度	17年度	18年度	19年度
生活扶助費	5,216,793(100.5)	5,145,214(98.6)	5,114,693(99.4)	5,164,461(101.0)
住宅扶助費	1,901,763(106.2)	1,973,194(103.8)	2,050,905(103.9)	2,139,157(104.3)
教育扶助費	61,516(99.3)	63,662(103.5)	61,408(96.5)	62,458(101.7)
介護扶助費	240,752(93.3)	276,365(114.8)	267,557(96.8)	263,333(98.4)
医療扶助費	8,828,744(103.5)	9,136,601(103.5)	9,071,769(99.3)	8,965,599(98.8)
出産扶助費	99(97.0)	627(633.3)	463(73.5)	481(103.9)
生業扶助費	1,972(152.4)	32,879(1667.3)	35,332(107.4)	37,023(104.8)
葬祭扶助費	29,361(80.8)	34,294(116.8)	32,875(95.9)	34,133(103.8)
施設事務費	30,879(109.1)	34,335(111.2)	38,659(112.6)	45,613(118.0)
合 計	16,311,879(102.6)	16,697,171(102.4)	16,673,651(99.9)	16,712,262(100.2)

(平成19年度は、h20.1.1に春野町との合併があったため、保護人員・額とも増加した)

2. 予算規模

(国庫負担金 7.5 / 10) 単位 千円

	h19年度予算	決 算	h20年度予算	決算見込み	h21.3月補正
生活扶助費	5,361,800	5,164,461	5,223,000		
(h20.3月補正 174,000含む)					
住宅扶助費	2,114,000	2,139,157	2,093,000		
教育扶助費	62,000	62,458	63,000		
介護扶助費	274,000	263,333	252,000		
医療扶助費	8,830,000	8,965,599	9,260,000		
出産扶助費	100	481	1,000		
生業扶助費	34,100	37,023	36,000		
葬祭扶助費	33,000	34,133	33,000		
施設事務費	41,000	45,613	39,000		
合 計	16,750,000	16,712,262	17,000,000		

* 平成19年3月診療分から人工透析に係る医療費が更生医療扱いに変更されたことにより前年度比、医療扶助費が減額となる見込みであったが、他の要素により増加すると予測していた。結果として、予測したほど医療費は増えなかった。

3. 生活保護相談及び受理状況

- * 平成16年4月から生活保護相談員を1名増員し、きめ細かな相談が受けられるよう面接機能の充実に努めるとともに、稼働年齢層にある就労可能者に対しては、就労促進員との連携を深め、職業安定所への事業所紹介など就労促進を図っている。
- * 国の「適正な窓口対応を・・・」との指導に基づき、平成19年4月から申請の意志がある場合には原則申請受理の方針で対応している。

生活保護相談・受理状況				うち高齢者世帯			
年度	相談 件数	受理 件数	受理率	相談 件	受理 件	受理率	全受理世帯に対する 高齢者世帯の割合
	件	件	%	件	件	%	
10年度	2,195	1,012	46.1	-	-	-	
11年度	2,391	1,090	45.6	-	-	-	
12年度	2,621	1,239	47.3	-	-	-	
13年度	3,215	1,499	46.6	675	315	46.7	21.0
14年度	3,492	1,480	42.4	654	276	42.2	18.7
15年度	3,443	1,378	40.0	735	300	40.8	21.8
16年度	3,359	1,024	30.5	909	295	32.5	28.8
17年度	3,399	972	28.6	757	204	26.9	21.0
18年度	3,338	989	29.6	776	239	30.8	24.2
19年度	2,962	1,059	35.8	569	196	34.4	18.5
20.9末	1,570	590	37.6	314	100	31.8	16.9

4. 生活保護開始及び廃止状況

- * 開始件数は、就労促進事業等の効果もあり、平成16年度から減少に転じていたが、平成19年度から再び増加傾向に転じた。

年度	開始世帯	廃止世帯	世帯数増減
4年度	538	686	148
5年度	621	591	30
13年度	983	590	393
14年度	1,033	657	376
15年度	1,100	675	425
16年度	864	695	169
17年度	832	730	102
18年度	826	583	243
19年度	936	620	316
20.9末	479	351	128

(月例統計の数値・・・集計数値は電算入力締切り日現在で計上している。)

5. 保護開始理由

- * 雇用情勢の悪化に伴い、稼働収入減を理由とするものが増加した。
(平成2年度の9.5%に対し、平成17年度は14.5%に増加、18年度は16%を越している。)
- * その他は、約半数が年金担保入りを理由とするもの。
- * 平成19年度は、平成20年1月1日春野町との合併による生保転入が加わった。

年度	傷病	稼働 収入減	稼働外減	仕送り減	離 別	その他	転 入	合計
	件	件	件	件	件	件	件	件
2	339 (56.4%)	57 (9.5)	89 (14.8)	10 (1.6)	38 (6.4)	42 (7.0)	26 (4.3)	601 (100%)
17	355 (42.7)	121 (14.5)	80 (9.6)	51 (6.1)	30 (3.6)	158 (19.0)	37 (4.5)	832 (100)
18	337 (40.8)	134 (16.2)	56 (6.8)	45 (5.4)	34 (4.1)	189 (22.9)	31 (3.8)	826 (100)
19	310 (33.1)	133 (14.2)	39 (4.2)	28 (3.0)	31 (3.3)	227 (24.2)	168 (17.9)	936 (100)
20.9末	166	104	19	21	9	135	25	479

稼働外減(傷病手当, 雇用保険等の他法関係) その他(手持ち金費消, 年金担保)

6. 保護廃止理由

- * 稼働収入増を理由とするものは、平成 2年度は30.2%であったが、雇用情勢の悪化により平成17年度は12.1%に減少し、18年度は8.1%となった。
- * 主の死亡を理由とするものが平成 2年度は15.0%であったが、高齢化の進行により平成18年度は39.1%に増加した。

年度	傷病 治癒	稼働 収入増	稼働外増	仕送り増	主の死亡	その他	転 出	合計
	件	件	件	件	件	件	件	件
2	121 (13.7%)	267 (30.2)	183 (20.7)	46 (5.2)	133 (15.0)	123 (13.9)	12 (1.3)	885 (100%)
17	5 (0.7)	88 (12.1)	73 (10.0)	12 (1.6)	261 (35.8)	258 (35.3)	3 (4.5)	730 (100)
18	5 (0.9)	47 (8.1)	70 (12.0)	12 (2.0)	228 (39.1)	189 (32.4)	32 (5.5)	583 (100)
19 ~	7 (1.1)	68 (11.0)	58 (9.4)	6 (1.0)	240 (38.7)	210 (33.9)	31 (5.0)	620 (100)
20.9 末	2	33	30	3	118	139	26	351

稼働外増 年金・手当等, 補償金, 資産活用

その他 施設入所, 年金担保明け, 居所不明, 逮捕拘留, 扶養義務者引取り

7. 生活保護率

保護率 (年度末数値)

年度	保護世帯	保護人員	保護率 ‰	他市等の保護率 ‰				
				高知市	松山市	徳島市	高松市	高知県
12	5,426	7,470	22.9	13.6	14.6	14.5	15.7	8.7
13	5,827	8,069	24.7	14.2	15.0	15.3	17.0	9.4
14	6,216	8,672	26.1	15.3	15.7	14.8	18.2	10.1
15	6,641	9,285	27.9	16.5	16.7	15.2	19.5	10.9
16	6,788	9,451	28.2	16.3	17.1	15.0	19.9	11.4
17	6,907	9,581	28.5	14.6.8	17.9	12.9	20.6	11.7
18	7,131	9,825	29.5	17.2	18.6	13.2	21.2	12.0
19	7,450	10,203	29.6	17.5 9,023人	19.0 5,085人	13.1 5,497人	21.7	12.1
20年9月末	7,577	10,360	30.2					

世帯別類型

(年度末数値)

年度	高齢者 (再掲単身)		母子	傷病	障害	その他	
	世帯	%					世帯
12	2,703	(49.8)	2,439	438 (8.1)	1,521(28.0)	642(11.8)	122(2.3)
13	2,874	(49.3)	2,593	493 (8.5)	1,639(28.1)	692(11.9)	129(2.2)
14	(国 46.3)			(国 8.6)			
14	3,005	(48.4)	2,706	529 (8.5)	1,798(28.9)	720(11.6)	164(2.6)
15	(国 46.3)			(国 8.7)			
15	3,196	(48.1)	2,871	576(8.7)	934(29.1)	756(11.4)	179(2.7)
16	3,286	(48.4)	2,962	590(8.7)	1,978(29.1)	783(11.6)	151(2.2)
17	3,129	(45.3)	2,830	588(8.5)	2,148(31.1)	841(12.2)	201(2.9)
18	(国 44.0)			(国 8.6)			
18	3,239	(45.4)	2,932	605(8.5)	2,118(29.7)	928(13.0)	241(3.4)
19	(国 45.0)						
19	3,471	(46.6)	3,148	581(7.8)	1,803(24.2)	985(13.2)	610(8.2)
20年8月末	3,489	(46.0)	3,183	585(7.7)	1,708(22.5)	1,032(13.6)	763(10.1)

- * H20.1春野町合併による高知市人口・保護世帯・保護人員増あり
- * H19年度から保護率計算の分母(人口)設定変更あり(高知県のみ)
- * H18年度まで推計人口 H19年度から前年10月1日の住民基本台帳人口
(H18年度の推計人口で19年9月を算出した場合の保護率は、29.63‰)

< 政令指定都市及び中核市の保護率 >

平成19年 10月分 (厚生労働省数値) (単位 %)

政令指定都市		中 核 市					
札幌市	27.8	旭川市	32.7	岐阜市	8.7	下関市	15.3
仙台市	11.2	函館市	38.2	豊橋市	3.7	高松市	13.1
さいたま市	9.2	青森市	22.8	豊田市	3.3	松山市	17.5
千葉市	13.4	秋田市	13.8	岡崎市	2.6	高知市	30.2
横浜市	14.1	郡山市	6.7	高槻市	11.5	長崎市	21.9
川崎市	18.2	いわき市	11.7	東大阪市	32.1	熊本市	15.0
静岡市	7.7	宇都宮市	11.7	姫路市	9.3	大分市	14.5
名古屋市	12.7	川越市	8.6	奈良市	16.8	宮崎市	14.8
京都市	26.5	船橋市	11.6	和歌山市	17.8	鹿児島市	18.9
大阪市	43.2	横須賀市	9.0	岡山市	14.3		
堺市	24.4	相模原市	10.2	倉敷市	10.9		
神戸市	26.5	富山市	3.1	福山市	12.2		
広島市	16.0	金沢市	6.2				
北九州市	13.6	長野市	4.4				
福岡市	19.3						
新潟市	9.9						
浜松市	4.6						

< 高知県下の保護率 > 平成20年 3月現在

県	福祉保健所	保護率	市部	福祉事務所	保護率
安 芸		25.6	高 知 市		29.6
中 央 東		19.3	室 戸 市		45.5
中 央 西		9.2	安 芸 市		11.7
須 崎		10.5	南 国 市		17.7
幡 多		12.9	土 佐 市		13.6
郡部合計		.	須 崎 市		27.8
			四万十市		13.1
			宿 毛 市		7.6
			土佐清水市		7.9
			香 南 市		14.3
			香 美 市		12.6
			市部合計		.

県下 21.7 %

8. 生活保護増加の要因

(1) 高齢化の進行

本市では高齢化の進行等により、「国民老齢年金のみでは生活ができない。」ことを理由に生活保護の申請をする高齢者が増加している。

市域的には、一部の地域を除き市の中心部（上街～潮江）で高齢化が進行、それにとまって保護率も微増している。

{高知市における高齢者の状況}

(高齢者は各年度の4月1日現在,生保高齢者は各年度末現在)

年 度	65歳以上世帯 数 (世帯比率)	65歳以上人口 (人口比率)	うち単身高齢者 (割合)	生保高齢者世帯 (生保世帯比率)	うち生保単身高齢 (生保世帯比率)
1 3	44,440 (31.3)	59,316 (18.2)	17,962 (30.3)	2,874 (49.3)	2,593 (44.5)
1 4	45,892 (32.0)	60,801 (18.6)	18,695 (30.8)	3,005 (48.4)	2,706 (43.5)
1 5	46,913 (32.3)	62,410 (19.1)	19,410 (31.1)	3,196 (48.1)	2,871 (43.2)
1 6	47,616 (32.5)	63,390 (19.4)	20,008 (31.6)	3,286 (48.4)	2,962 (43.6)
1 7	49,240 (33.7)	65,543 (19.9)	20,833 (31.8)	3,129 (45.3)	2,830 (42.0)
1 8	----	67,006 (20.5)	21,715 (32.4)	3,239 (45.4)	2,932 (41.1)
1 9	----	75,028 (22.0)	---	3,471 (46.6)	3,148 (42.3)

{国・高知県・高知市の高齢者の状況}

区分	総人口	65歳以上人口	高齢化率	備 考
国	127,757千人	25,600千人	17.3 20.1 20.8	(国調)12年10月 1日 (国調)17年10月 1日 H18年 4月 1日
高知県	793,909 人	205,736 人	25.8 26.6	17年 4月 1日 18年 4月 1日
高知市	333,484 人 326,321 人	60,130 人 68,418 人 69,118 人	18.2 20.5 20.5 21.2	(国調)12年10月 1日 (国調)17年10月 1日 18年 4月 1日 19年 4月 1日

高齢者世帯の年齢変更

平成16年度まで
男 65歳以上
女 60歳以上

平成17年度から
男女65歳以上

<70歳以上単身高齢者の1か月分生活保護費と国民年金との比較>

- 生活保護費 生活費68,950円 + 住宅費32,000円 = 100,950円
- 国民年金(老齢)40年満額 792,100円 × 1/12 = 66,008円

差額34,942円

(2) 地方の厳しい雇用情勢

都市部においては景気が回復しているが、本市における雇用は依然として厳しい状況にある。

就労促進事業の実績及びハローワーク高知管内の就職率

年度	面接者	再掲 延人員	職安へ 紹介者	就職者	就職率%	廃止	ハローワーク 高知就職率%	
	A	B	C	D	D ÷ A			
15		319	197	37	11.6	9	15.3月	7.82
16		260	222	35	13.5	4	16.3	7.83
17		510	429	80	15.7	11	17.3	8.59
18		282	---	32	11.3	0	18.3	6.70
19	248	581	97	78	31.5	12	19.3	30.41

(h18年度までは同じ人が複数回来た場合カウントしたもので就職率を出していた(D ÷ B)が、h19年度から面接者数(D ÷ A)で就職率を出すようにした)

ハローワーク高知管内の有効求人倍率

H17年 7月	H18年 1月	4月	7月	10月	H19年 1月	3月	7月	10月	12月	H20年 3月
0.52	0.65	0.54	0.51	0.50	0.58	0.60	0.56	0.60	0.63	0.61

(3) 母子世帯の状況 出現率は全国の約2倍

高知市の母子世帯は、年々増加し、出現率も全国平均の2倍になっているが、生活保護を受給する世帯は平成15年度以降概ね600世帯で、ほぼ横ばいの状態が続いている。

離婚件数及び、離婚率

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
高知市	922件 (2.8)	985件 (3.0)	971件 (2.9)	971件 (2.9)	831件 (2.5)	945件 (2.8)	866件 (2.6)
高知県	1859 (2.3)	1995 (2.5)	1985 (2.5)	1981 (2.5)	1793 (2.2)	1787 (2.2)	1720 (2.2)
全国			289,836 (2.3)		270,804 (2.1)	261,917 (2.0)	257,475 (2.0)

* 離婚件数、離婚率は高知市に住民票のある者を計上。

母子世帯及び出現率

区 分	年月日	世帯数	母子世帯数	出現率
高知県	13. 4.1	335,473	10,227	3.05
	15. 4.1	339,982	11,124	3.27
	17. 4.1	347,307	11,562	3.33
	18. 4.1	346,862	11,557	3.33
	19. 4.1	346,301	11,782	3.40
	20. 4.1	347,299	11,770	3.39
国	10.11.1	全国母子世帯等調査より		2.1
	15.11.1	(5年に1回調査)		1.7
高知市	13. 4.1	141,840	5,954	4.20
	15. 4.1	144,742	6,323	4.37
	17. 4.1	147,779	6,566	4.44
	18. 4.1	148,525	6,587	4.43
	19. 4.1	149,332	6,585	4.41
	20. 4.1	156,556	6,759	4.32

母子の保護世帯（年度末）

年 度	11年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
全保護世帯	5,129	6,216	6,641	6,788	6,907	7,131	7,450
内母子世帯	395	529	576	590	588	605	581
割 合	7.7	8.5	8.7	8.7	8.5	8.5	7.8

(4) 医療機関の集中

本県内に占める高知市保健所管内の医療機関の割合は、平成20年4月現在、50.2%と約半数を超えている。(h19.4月は49.1%であった。)

このため、高齢者や重篤患者が周辺地域から転入し、保護申請に至るケースが増えている。

平成20年4月30日現在の県内医療機関数

区 分	病 院	診 療 所	歯科診療所	合 計 (割合%)
安芸福祉保健所	8	44	27	79 (7.2)
中央東 "	21	84	43	148 (13.5)
高知市	68	297	186	551 (50.2)
中央西 "	15	53	30	98 (8.9)
須崎 "	8	47	25	80 (7.3)
幡多 "	20	70	51	141 (12.9)
合 計	140	595	362	1,097 (100.0)

(5) 介護保険制度の導入及び改正による自己負担増

介護保険制度の導入により新たな自己負担が生じた。

介護保険法の改正により、H17年10月1日から施設入所に係る食費と居住費が保険の対象外になった。(ショートステイ及びデイサービス含む。)

H18年7月から予防のための新たなサービス導入により、要介護1以下の者について福祉用具貸与の品目に制限ができた。

* これらの負担を軽減するため、境界層対象者証明を行っている。

(特養ホーム・老人保健・介護療養サービス費)

サービス費	居住費	食費 300×日数
15,000	0	9,000

第1期	第2期	第3期
平成12～14(14保険料額)	平成15～17(17保険料額)	平成18～20年度保険料額
37,290円	52,350円	55,570円(4,631円/月)

(6) 障害者自立支援制度の導入による自己負担増

別々の法律に基づいていた身体・知的・精神障害者へのサービスを一元化し、障害者に原則1割の負担を求められた。

生活保護受給者については、サービス利用料は0円となるが、新たに食費及び光熱水費の実費負担が生じ、58,000円の基準額から36,000円を上限として、生活保護の対象とならなくなるまで補足給付する。

更生医療・育成医療・精神通院医療費について、生活保護世帯の負担は0円。

* これらの負担を軽減するため、境界層対象者証明を行っている。

(7) 医療制度改革

平成18年7月～

* 慢性病などを抱えた高齢患者が長期入院する療養病床の診療報酬が改正され、入院の必要度の低い患者は安くなり、必要度の高い患者ほど高くなった。

* これによって必要度の高い患者は自己負担も高くなったが、低い患者は在宅又は老人保健施設等に対応することになる。

平成18年10月～

* 療養病床に入院する70歳以上の高齢者については、低所得者に配慮しつつ、食費及び、居住費が自己負担となる。

* 70歳以上の現役並み所得者は2割から3割へ

平成19年3月診療分から人工透析にかかる診療費が更生医療費支払となる。

平成20年4月～

* 後期高齢者医療制度開始

75歳以上の高齢者に対する医療費が独立した医療保険からの支出となり、被用者保険の被扶養者であった者も医療費負担が10割となる。

* 70～74歳の一般所得者は1割から2割へ

平成24年3月～ 介護療養型医療施設の廃止

9. 課題

(1) 本市における保護率の高い理由と対応

保護率が高い理由

(厳しい雇用情勢)

全国で見れば、景気回復し、有効求人倍率が1.0を越えているが、高知県を始め辺境の地方は取り残され、依然として雇用情勢は厳しい。

ハローワーク高知管内の有効求人倍率は0.5～0.6倍程度で推移し、1ヶ月の求職者に対する就職者の割合、いわゆる就職率は7～8%と極めて厳しい状況にある。

(高齢者世帯の増加)

65歳以上の高齢者人口の割合は、19年4月21.2%と増加している。高齢者の保護世帯も、これに比例して、年金だけでは生活できないことを理由に増加している。また全国的に単身高齢者の割合が高いほど保護率も高く、本市も同様の傾向にある。

(母子世帯が全国平均の約2倍)

母子世帯の出現率は全国平均の倍以上であり、それに伴い「収入が不安定で少ない」ことを理由に母子の保護世帯も増加し、高い水準にある。

(医療機関の集中)

高知県下における本市の医療機関の割合は、平成19年4月30日現在で50%近くになっており、その対人口病床数も全国最上位にランクされている。このため高齢者や重篤な病状の患者が周辺地域から転入してくる。

(本市は県下で唯一の2級地)

県下で2級地は、本市のみで、他の市町村は3級地となっている。このため保護費が高く、利便性の良い本市へ周辺地域から転入してくる。

60歳単身者の場合	3級地 2	27,980円 + 33,660円 + 25,100円	= 86,740円
	2級地 1	32,850円 + 39,520円 + 32,000円	= 104,370円
		差額	= 17,630円

生活保護の適正化に向けて、本市が特に取り組んできた具体的な施策

面接相談業務の充実

- * きめ細かな相談が受けられるよう、平成16年度に専従の面接相談員を2名から3名体制とし、面接機能充実を図っている。

就労自立可能な要・被保護者への指導

- * 平成15年度に就労促進員を配置、19年度には1名増員して2名体制とした。職業安定所との連携を強化し、稼働年齢層にある就労自立が可能な要・被保護者の就労促進のために安定所の受付窓口を固定化し、極めの細かい就労相談に努めている。

また、被保護者の中で自立意欲のある方については、「メニュー選定ケース」として6ヶ月以内に就職につながるようCW・就労促進員・安定所担当・本人の四者が共同して集中した取り組みを行っている。

レセプトの点検及び医療機関に対する個別指導の充実

- * 患者の病状や診療内容、診療報酬請求の内容を、これまで以上に把握するため平成16年度から医療係でレセプトの集中的管理を行い、現在は時系列による点検の充実に努めている。
- * 医療機関への個別指導を増やす（平成17年度16病院、平成18年度11病院、平成19年度8病院）とともに、レセプトやカルテ、看護記録等をきめ細かく精査し、医

療扶助費の適正化に努めている。

長期入院患者の退院支援

* 平成17年度から医療相談員を配置し、長期入院患者の退院支援を行っている。

介護サービス支援員の導入

* ケアプランの内容点検・障害者施策優先への振り分け・H501の全件見直し等のため、平成19年11月から介護サービス内容点検の業務委託を開始した。

(2) ケースワーカーの事務負担の軽減対策

(課の取組の流れ)

平成15年度に就労促進員を、平成16年度に生活保護相談員を、平成17年度に医療相談員を、平成19年11月に介護相談員を配置し、ケースワーカーとの連携を図る中で、就労支援や退院支援、介護サービスの内容点検等を行い、ケースワーカーの事務負担の軽減に努めている。

また、平成20年4月の機構改革で保護係を8係から10係に増やし、係長による査察指導の強化を図ることとした。(課内定数は同じ)

更に、平成20年9月から生活保護事務支援員4名を非常勤嘱託職員として雇用し、ケースワーカーの負担軽減を図る予定である。

(就労支援)

ケースワーカーは、支援対象者と職業安定所へ同行するなどにより、就労指導していたが、雇用等に関する専門的な知識が十分でなく、指導に限界があったことから、平成15年度に就労に関する専門的な知識をもっている職安OBを就労促進員として配置した。

このことによって、ケースワーカーは、就労促進員から自立に向けての専門的な指導を直接受けることが可能となり、ケースワーカーの事務負担の軽減につながっている。

平成19年度から1名増員し、2名体制とした。

(退院支援)

ケースワーカーは、病院や施設から情報を収集し、相互の連携の中で、退院支援を図っていたが、医療の分野は専門的な知識を必要とし、退院支援にも限界があったことから、平成17年度に医療に関する専門的な知識をもっている医療相談員OBを退院促進員として配置した。

このことによって、退院先の受け皿の確保や長期入院患者に対する退院支援をスムーズに行うことができるようになり、ケースワーカーの事務負担軽減に繋がった。平成19年度からは、精神病入院患者についても取り組むこととした。

(介護支援)

平成19年11月からケアマネージャ資格を持った支援員により、ケースワーカーから介護サービスについての問い合わせや、介護サービス給付申請手続きにより提出されたケアプランの内容点検・障害者施策優先への振り分け・H501の全件見直し等を開始した。

また、20年度には介護保険による住宅改修費や福祉用具購入費の総括管理を行うこととした。

(生活保護事務支援)

ケースワーカーの持ち件数が標準件数を軽くオーバーし、片や行財政改革による人員削減計画により、ケースワーカーの職員数増が非常に厳しいため、先進地で導入している生活保護事務支援員を平成20年9月から非常勤嘱託職員として雇用し、老人ケース(80ケース×4人=320ケース)を担当してもらうことで僅かに事務軽減が図れる。

数年内に支援員の効果の検証を行いその後の方針を図る。

(処遇困難ケースに対する生活保護相談員のケースワーカーとの同行訪問)

処遇困難ケースについては、生活保護相談員がケースワーカーと同行訪問して、助言・指導などを行うことで、ケースワーカーの精神的な負担軽減に努めている。

(暴力団員を生活保護から排除する取り組み)

平成18年11月、高知県警察との間に暴力団排除に関する確認書を交わして情報交換を行い、組員と確認の取れたものについては、「生活保護は適用しない」取り扱いを行っている。

(平成18年度、3件廃止、1件申請却下)

(平成19年度、1件廃止、1件申請却下)

(事務改善)

電算システムの充実、事務の改善について、他都市の事例を参考にしながら、ケースワーカーの事務負担の軽減に努める。

(3) 生活保護制度へのリバースモーゲージの導入

現行の生活保護制度における資産の有限度

当該福祉事務所における最上級地の標準3人世帯の生活扶助費に住宅扶助特別基準を加えた値に10年を乗じたもの。 2級地 - 1 約2,000万円

リバースモーゲージの導入(平成19年度開始)

* 目的

評価額が500万円以上の居住用不動産に住んでいる65歳以上の生活保護受給者は、生活保護を廃止し、代わりに自宅を担保として生活費の貸付を受けるもの。

* 融資限度額

担保に見合う金額を融資。1か月の融資額は支給予定保護費の1.5倍、担保額を超えた時点で、生活保護に切り替える。

自宅には亡くなるまで住むことができる。

* 平成19年5月現在の高知市の対象は、31世帯。

* 平成19年度は10世帯について取り組む計画。

* 平成20年2月現在、開始されたものは、・・・1世帯のみ。

(4) 中国残留邦人等に対する生活支援

先の大戦に起因して生じた混乱等により、日本に引き揚げることが出来なかった中国残留邦人等が置かれている特殊な事情から、中国残留孤児が、「国は速やかな帰国措置や永住後の自立支援を怠った」として国に賠償金を求めた訴訟を提起していたが、平成19年11月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改

正案が成立したことにより、平成20年4月から国民年金の満額支給や、8万円の給付金制度の創設などにより控訴を取り下げ和解が成立し、生活の安定と地域での生き生きとした暮らしを実現するために講じられた新たな支援策が平成20年度から開始となった。

平成20年4月1日 41世帯（制度改正により、生活保護から移行したもの）
 平成20年5月末 51世帯（別に相談中2件あり）
 平成20年度事業費 122,313千円

（主な経費）

生活支援相談員報酬	1,917千円	国10/10・・・委託事業
生活支援事務費	396千円	〃
生活支援給付費	120,000千円	国庫負担金3/4（市1/4）

事業概要

新たな支援策により、満額支給となる老齢基礎年金を受給してもなお、生活の安定が図られない中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金制度を補完する制度として制定されたもので、国の定める基準に基づき生活に必要な支援給付金を支給する。

（生活保護に準じた基準だが、基礎年金は認定しない。また、基礎年金を超える額と、就労収入は、3割を認定から除くほか、ゆるやかな運用となっている）

20年度の事業内容

中国残留邦人等に理解が深く、中国語のできる支援相談員による生活支援を行う。

支援給付金制度の給付対象者は、次の通りに設定されている

「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者

支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者

支援給付に係る改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際現に生活保護を受けている者

（特定中国残留邦人等とは、法に定める帰国日、出生日等の要件を満たす者）